

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通・使用等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年三月九日

藤井基之

参議院議長 西岡武夫殿

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通・使用等に関する質問主意書

政府は、新型インフルエンザ対策行動計画に従って、抗インフルエンザウイルス薬を国及び都道府県に備蓄することとし、厚生労働省の発表によれば、平成二十三年一月末時点で約六千四十万人分を確保していると聞いている。

平成二十一年五月には、我が国においても新型インフルエンザA（H1N1）が発生し、政府は、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給のための対策を講じてきていると承知している。

そこで、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通等に関して以下質問する。

一 国及び都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬は、いくらで買い上げられているのか示されたい。

二 国及び都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬は、どのような場合に、いくらで、どの機関に、どのような方法で払い出されるのか示されたい。

三 国及び都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬について、平成二十一年四月以降、払い出されたことはあるのか。あるとすれば、払い出された数量、払い出された価格を示されたい。

四 新型インフルエンザ対策行動計画に従って行われた、国及び都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の買い上げ、保管等に関する予算額及び決算額について年度ごとに示されたい。

五 タミフル、リレンザ以外の抗インフルエンザウイルス薬についても、国及び都道府県が備蓄することとなるのか、今後の方針を示されたい。

右質問する。